

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第309号

(地域、少年、刑企、交企、災対)

平成28年3月24日

30年保存(口訓)

本 部 長

(沿革：令和元年8月14日生企発第522号)

地域安全推進の家の設置及び運営要綱の制定について(通達甲)

地域安全推進の家及び地域安全推進員の運用に関し「地域安全推進の家の設置による地域安全活動の推進について(例規)」(平成6年4月14日高防発第291号ほか)を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該運用に関し別添のとおり「地域安全推進の家の設置及び運営要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

地域安全推進の家の設置及び運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害等の被害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）を推進し、安全で安心なまちづくりを実現するため、地域安全推進の家（以下「推進の家」という。）の設置及び地域安全推進員（以下「推進員」という。）の委嘱に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 推進の家の役割等

- 1 推進の家は、地域安全に関する情報を地域住民に伝達し、地域住民の意見及び要望の取りまとめを行う地域住民との連絡拠点とする。
- 2 推進の家には、推進員を置くものとする。

第3 推進の家の設置基準等

1 推進の家の設置基準

推進の家は、おおむね100世帯ごとに1箇所を設置するものとし、企業についても実態を勘案して設置することができるものとする。ただし、100世帯未満であっても、地域の居住環境など特殊事情を勘案の上、設置することができるものとする。

2 推進員の選定基準

推進員の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民の信望が厚く、かつ、その地域の事情に精通している者
- (2) 地域の指導者的立場にある者であって、地域安全活動に対する理解が深く、警察との共同パトロール等の活動ができるもの

第4 推進員の委嘱等

- 1 推進員の委嘱は、地域安全協(議)会（以下「地安協」という。）会長及び署長の指名により行うものとする。この場合において、推進員の委嘱に係る地安協会長が高知中央地区地域安全協会会長であるときは、推進員を指名する署長は、高知署長、高知南署長及び高知東署長とする。
- 2 委嘱に当たっては、別図の推進の家表示板（以下「推進の家表示板」という。）及び別記第1号様式の委嘱状（以下「委嘱状」という。）を交付するものとする。ただし、企業については、推進の家表示板を交付しない。
- 3 地安協会長及び署長は、推進の家表示板については、玄関など地域住民が見やすい箇所に掲げるよう指導するものとする。

第5 推進員の任期及び解嘱

- 1 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 地安協会長及び署長は、任期中であっても、推進員が辞任を申し出たとき、長期の疾病などにより活動に支障があるとき又は推進員として不適切な行為があったときは、別記第2号様式の解嘱状を交付して推進員を解嘱することができるものとする。

3 地安協会長及び署長は、推進員を解嘱したときは推進の家表示板及び委嘱状を、推進員が任期を満了したときは推進の家表示板を、速やかに返納させるものとする。

第6 推進員の活動

1 推進員は、地域住民と常に連絡を密にするとともに、犯罪予防、少年非行防止、交通安全等に関する活動を行うボランティアとして、町内会長等と連携し、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域安全情報の収集
- (2) 地域安全ニュース等の地域住民への伝達
- (3) 地域住民の意見及び要望の取りまとめ
- (4) 地域安全に関する座談会、パトロール等への参加
- (5) 祭礼時における警戒活動への参加
- (6) 警察等が行う地域安全活動への参加

2 推進員は、次に掲げる場合には、署、交番又は駐在所に通報するものとする。

- (1) 犯罪、事故及び災害を発見したとき又はその発生のおそれがあるとき。
- (2) 犯罪、要保護者等の情報を聞き、又は発見したとき。
- (3) 警察に対する意見及び要望があるとき。
- (4) その他警察の措置を必要とするとき。

第7 地域安全推進班等の設置等

1 推進員の相互の連携を図り、効果的な地域安全活動を推進するため、単独又は複数の署所在地、交番又は駐在所（以下「署所在地等」という。）の所管地区を単位に推進員をもって構成する地域安全推進班その他の名称による組織（以下「推進班等」という。）を設置するものとする。この場合において、推進員を委嘱した地安協会長及び署長が町内会連合会の区域、小学校の校区等を単位に推進班等を設置することが相当であると認めるときは、当該相当であると認める区域を単位とする推進班等を設置することができるものとする。

2 推進班等には、推進員の互選により地域安全推進班長等の長（以下「推進班長等」という。）及び必要な役員を置くものとする。

3 推進班長等は、推進員としての活動を行うほか、特に所管区警察官と緊密

な連携を図りながら、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 関係機関・団体等との連携
- (2) 推進員の意見及び要望の取りまとめ
- (3) 地域安全ニュース等の推進員への伝達
- (4) 地域安全推進協議会（以下「協議会」という。）への参加

第8 協議会の設置等

- 1 推進班長等の相互の連携を図り、効果的な地域安全活動を推進するため、署ごとに推進班長等をもって構成する地域安全推進協（議）会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。
- 2 協議会には、推進班長等の互選により協議会会長及び必要な役員を置くものとする。
- 3 協議会会長は、推進班長等としての活動を行うほか、特に署等と緊密な連携を図りながら、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 推進班長等との連絡
 - (2) 推進班長等の意見及び要望の取りまとめ
 - (3) 地域安全活動計画策定への参画
- 4 協議会の事務は、地安協事務局が行うものとする。
- 5 その他協議会に関する事項は別に定める。

第9 表彰

地安協会長、協議会会長及び署長は、推進員の活動について、顕著な功労があると認めるときは、積極的な賞揚に努め、活動意欲の高揚を図るものとする。

第10 地域安全推進員名簿などの整備

地安協事務局は、別記第3号様式の地域安全推進員名簿を作成し、推進員の変更があった場合は、その都度整理するものとする。

(別記様式省略)

別図（第4、第5関係）

推進の家表示板



150ミリメートル